

○早島町協働のまちづくり推進事業補助金交付要綱

(平成29年5月29日要綱第28号)

改正 令和元年5月1日要綱第1号 令和2年4月1日要綱第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民と行政との協働によるまちづくりを推進し、町民活動の活性化を図るため、住民活動団体等が自ら企画実施する公益的な事業に対し、予算の範囲内で早島町協働のまちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定める。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる住民活動団体等は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 5人以上の構成員により組織されており、構成員のうち1名以上が町内に住所を有する者又は通勤・通学している者であること。
- (2) 町内を主たる活動拠点とする非営利の団体であること。
- (3) 1年以上継続した活動を行っていること又は今後1年以上の活動の継続が見込まれること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を行う団体ではないこと。
- (5) 早島町暴力団排除条例(平成23年早島町条例第16号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員等の統制の下にある団体ではないこと。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、住民活動団体等が自ら実施する公益的な活動であって、行政との協働により効果的な課題解決や地域の活性化が期待できる事業とする。

- 2 補助対象事業は、町内において実施する事業でなければならない。ただし、町民を対象として町外で事業を行う場合は、この限りでない。
- 3 補助対象事業は、当該年度に完了する事業でなければならない。
- 4 補助対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象外とする。
 - (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 特定の個人、団体、企業又は法人のみが利益を受けるもの
 - (3) 政治、宗教、選挙活動に関するもの
 - (4) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から他の補助金等の交付を受けているもの又はその対象事業となるもの
 - (5) 公序良俗に反するもの
 - (6) 施設の設置又は改修(不動産の取得を含む。)を目的とするもの

5 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の区分及び内容は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入場料や寄付金などの事業収入により総収入額が総支出額を上回る場合は、その上回る額を補助金の額から控除する。
- 3 補助金の額は、1事業当たり20万円を限度とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の制限)

第5条 補助金の交付は、当該年度につき1住民活動団体等当たり1事業までとする。

(申請書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする住民活動団体等は、町長が定める申込期間内に補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体概要書(様式第4号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(審査)

第7条 早島町協働のまちづくり推進事業の審査における審査員は5人以内とし、審査員の選考その他必要な手続きは、町長が別に定める。

(決定及び公表)

第8条 町長は、審査員の審査結果を整理し、遅滞なく補助事業の採択又は不採択の決定を行わなければならない。

2 町長は、前項の場合において採択の決定をしたときは補助金の交付決定を、不採択の決定をしたときは申請の不承認決定を行い、補助事業承認・不承認決定通知書(様式第5号)により、当該住民活動団体等に対し速やかに通知する。

3 町長は、前項の交付決定を行う場合、事業の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(変更の承認)

第9条 前条の規定による通知を受けた住民活動団体等(以下「補助事業者」という。)は、通知を受けた事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、補助事業変更等承認申請書(様式第6号)により、町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を増額する内容の変更を申請することはできない。

2 町長は、前項の規定による申請に対し、承認したときは、補助事業者へ補助事業変更等承認通知書(様式第7号)により通知する。

(状況報告及び指示)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況の報告を求めることができる。

2 町長は、補助事業の実施状況が、交付の決定内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し必要な指示をすることができる。

(中止又は取下げの承認)

第11条 補助事業者は、補助事業の中止又は取下げをするときは、あらかじめ、補助事業変更等承認申請書(様式第6号)により、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請に対し、承認したときは、補助事業者へ補助事業変更等承認通知書(様式第7号)により通知する。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様

式第8号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支精算書(様式第10号)
- (3) 事業費総額に係る請求書又は領収書の写し
- (4) 実施状況の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告のほか、町長の求めに応じ、事業成果の報告を行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条第1項の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金確定通知書(様式第11号)により通知する。

(補助金の支払)

第14条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後補助金を支払う。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書(様式第12号)又は補助金概算払請求書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第10条第2項の指示に違反又は従わなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、偽り又は不正な行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、補助事業について額の確定があった後においても、適用する。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対しその返還を命ずる。

2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月1日要綱第1号)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日要綱第61号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)
補助対象経費

経費区分	内 容
報償費	講師、専門家等（以下「講師等」という。）への謝礼、調査研究に係る報償費等
旅費	講師等旅費及び研修旅費に係る交通費（公共交通機関の使用に限る。）、宿泊費等
需用費	消耗品費、材料費、チラシ、ポスター等の印刷費、書籍等の購入費等
食糧費	飲物代、講師等の弁当代等
委託料	会場設営費、音響照明設営費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料及び機械、器具のレンタル料等
原材料費	諸材料費
備品購入費	機械、器具等の購入費
その他の経費	その他町長が必要と認める経費

(備考) 以下の経費については補助対象経費には含めない。

- ・ 住民活動団体等の運営費
- ・ 住民活動団体の構成員に対する報償費
- ・ 住民活動団体の構成員の親睦に要する経費
- ・ 施設、設備の維持管理経費
- ・ 領収書等により団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- ・ 補助対象事業に直接かかわらない経費
- ・ その他、社会通念上適切でない経費

様式第1号(第6条関係)
[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)
[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)
[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)
[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)
[別紙参照]

様式第6号(第9条関係)
[別紙参照]

様式第7号(第9条関係)
[別紙参照]

様式第8号(第12条関係)
[別紙参照]

様式第9号(第12条関係)
[別紙参照]

様式第10号(第12条関係)
[別紙参照]

様式第11号(第13条関係)
[別紙参照]

様式第12号(第14条関係)
[別紙参照]

様式第13号(第14条関係)
[別紙参照]